

食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準に関する取扱要綱（案）

第1 趣旨

この要綱は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）第66条の2第1項及び同条第2項の規定による規則別表第17及び規則別表第18の「公衆衛生上必要な措置の基準」の運用に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 食品衛生責任者等の選任

1 食品衛生責任者の設置（規則別表第17第1号イ）

営業者は、施設又はその部門ごとに食品衛生責任者を選任することを基本とするが、一人の食品衛生責任者が複数の施設、業種又は部門について、明らかにその責務を果たすことが可能であり、食品衛生管理上支障がないと判断できる場合においては、この限りではない。

2 食品衛生責任者の資格要件（規則別表第17第1号ロ）

- (1) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会（以下「養成講習会」という。）の基準は別表第1のとおりとし、都道府県知事等が適正と認める講習会とは、次の各号に該当する講習会とする。
 - ア 千葉県知事が委託する養成講習会
 - イ 千葉県知事が別表第1の基準を満たしていると認めた養成講習会
- (2) 養成講習会を修了した者には、修了証を交付するとともに、修了証を取得した者の情報を適切に保管する。
- (3) 養成講習会を受講した者と同等以上の知識を有しているものとして、次の各号に該当する者を食品衛生責任者たる者としてみなす。
 - ア 公益社団法人千葉県食品衛生協会で実施する食品衛生指導員養成講習会を修了した者
 - イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく普通職業訓練のうち「調理科」を修了した者
 - ウ 養成講習会を受講した者と同等以上の知識を有しているものとして千葉県知事が認定した者
- (4) (3)の食品衛生責任者たる者としてみなされた者が他の都道府県等に移動する場合にあっては、移動する者からの求めに応じて、その者が養成講習会修了者と同等以上の知識を有している旨を証明する書面を交付する。
- (5) 他の都道府県等において養成講習会を修了した者又は他の都道府県知事等が養成講習会を受講した者と同等以上の知識を有しているものとして食品衛生責任者たる者としてみなされた者の資格要件の確認は、養成講習会の修了証又は他の都道府県知事等が交付した養成講習会修了者と同等以上の知識を有している旨を証明する書面をもって行う。

3 食品衛生責任者が受講する講習会（規則別表第17第1号ハ）

- (1) 食品衛生に関する新たな知見を習得するための講習会（以下「実務講習会」という。）の基準は別表第2のとおりとし、都道府県知事等が認める講習会とは、次の各号に該当する講習会とする。
 - ア 千葉県知事が委託する実務講習会
 - イ 千葉県知事が別表第2の基準を満たしていると認めた実務講習会

- (2) 食品衛生責任者は、実務講習会を年1回以上受講するよう努めるものとする。
- (3) 実務講習会を修了した者には、必要に応じて、受講済証を交付する。

4 ふぐの処理（規則別表第17第1号へ）

ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者は、ふぐの取扱い等に関する条例（昭和50年千葉県条例第1）第2条第2号に規定するふぐ処理師の資格を有する者であること。

第3 使用水等の管理

1 水道事業等により供給される水の管理（規則別表第17第4号イ）

「水道事業等により供給される水」とは、水道法（昭和32年法第117号）第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道若しくは同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。なお、千葉県小規模水道条例（昭和37年千葉県条例第10号）第2条の規定による小規模水道により供給される水も、これに含まれることとして差し支えない。

2 飲用に適する水の管理（規則別表第17第4号ロ）

- (1) 「飲用に適する水」とは、「水道事業等により供給される水」以外の水であり、水質検査の項目は、「飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知別添）」で規定される一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査項目とする。
- (2) 水質検査の頻度は、年1回以上とする。
- (3) 水質検査については、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者（登録を受けた者）、もしくは食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関、建築物における衛生管理の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、建築物における飲料水の水質検査を行う事業者として登録を受けた者及び都道府県知事等が適切と認めた検査結果を確認する。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律や千葉県小規模水道条例など他法令等の規制対象となる場合においては、該当する法令等に基づく管理を行うこととする。

第4 食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理

1 食品等取扱者の衛生管理（規則別表第17第7号イ）

食品等取扱者の衛生管理は、毎日の健康確認により行うことを基本とし、検便はこれを補完するものとして取り扱う。また、検便を受けるべき旨の指示は、食中毒調査等において食品衛生上必要な健康状態を把握する場合に限り行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

（要綱の廃止）

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

食品衛生責任者制度要綱（昭和63年3月29日衛第340号）

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の際、現に廃止前の食品衛生責任者制度要綱に基づき、食品衛生責任者と認めていた者については、引き続き食品衛生責任者たる者とみなす。

別表第1 養成講習会の基準

食品衛生責任者の資格を有さない者を対象とし、食品衛生責任者としての資格を取得させることを目的とする。

科目	時間	講師	内容
食品衛生学	2.5 時間	食品衛生監視員 又は学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ●主要な食中毒、健康被害及び食品事故並びにその原因（微生物、自然毒、化学物質・汚染物質、異物等） ●食中毒等の発生を防止するための基本的な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の衛生管理（5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）を含む。） ・基本的な食品の取扱い（食中毒予防の3原則を含む。） ・食品等取扱者等の衛生管理（感染症の予防対策を含む）等
食品衛生法	3.0 時間		<ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生法の全体像 ●自主的な衛生管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・営業者の責務（衛生管理計画及び手順書の作成、食品等取扱者等への周知、衛生管理の実施状況の記録及びその保存並びに衛生管理の検証） ・一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理の基準 ・小規模事業者等による手引書の活用方法 等 ●自主回収報告制度に関すること ●営業規制に関すること（許可、届出、施設基準） ●その他食品衛生関連法規に関すること 等
公衆衛生学	0.5 時間		<ul style="list-style-type: none"> ●環境衛生 ●労働衛生 等
確認試験			●講義の理解度及び知識の定着度を確保するための試験

別表第2 実務講習会の基準

食品衛生責任者を対象とし、食品衛生に係る最新の知見等を習得させることを目的とする。

科目	時間	講師	内容
—	講習内容を伝達するために必要な時間	食品衛生監視員 又は学識経験者	食品衛生に係る最新の知見等